

お知らせ

粟島浦漁業協同組合長 脇川登
粟島浦村長 本保 建男



海域レジャー事業の実施と、個人利用の際に 一定の制限が設けられました

粟島海域で行う海域レジャーについて、粟島浦漁協と粟島浦村で「粟島海域レジャー事業に関する海面利用協定書」が締結され、事業者と個人の利用者の方に対して一定の制限ができましたので、皆様にご周知いたします。

目 的

- 海域レジャー実施者と漁業者の安全を図り、海域資源を保全するため

～海域レジャーの種類～

- ・プレージャーボート・モーターボート・ジェットスキーなどの動力を有する船舶
- ・カヌー・バドルボートなどの無動力船舶
- ・その他漁協が海域レジャーと認めるもの

概 要

- レジャー可能区域が別紙の通り設定されています。
- 村内でレジャー事業及び個人で海域レジャーを実施する際は漁協まで事前届出が必要です。
- 届出が無い場合、実施は認められません。

※詳細については下記までお問合せ下さい。



粟島海域で海域レジャーを実施する前日までに必ず
粟島浦漁業協同組合 0254-55-2121

Fax:0254-55-2109

Mail: tadaichi@heart.ocn.ne.jp

(土日祝日休み 平日08:30～17:00)

までご連絡をお願いいたします。